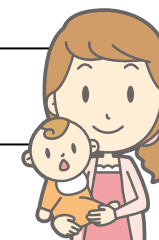


予防接種	種類	回数・接種量	対象者	接種回数・間隔
BCG	生ワクチン (A類疾病)	1回 経皮接種	生後1歳に至るまでの間 (1歳の誕生日の前日)	1回接種 生後5～8月の接種が望ましい
麻しん風しん混合 (MR)		2回 各0.5ml	1期：生後12月(1歳の誕生日の前日)～24月に至るまで(2歳の誕生日の前日) 2期：平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ(5歳以上7歳未満の就学前年度にあたる、いわゆる年長児) ⇒接種期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日(早めに受けましょう!) ※個別通知あり	
水痘		2回 各0.5ml	生後12月～生後36月に至るまでの間 (1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日)	1回目 → 2回目 1回目接種後3月以上の間隔を置いて2回目を接種 ※標準的には6月から12月の間隔を置いて接種
日本脳炎	不活化ワクチン (A類疾病)	4回 3歳未満: 各0.25ml	【1期初回、追加】 生後6月～90月に至るまでの間 (生後6月になる前日から7歳6ヵ月になる前日) 標準的な接種開始年齢 1期初回：3歳 1期追加：4歳 ※なるべくこの時期に接種を開始しましょう。	【1期初回】 1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目接種後6日以上の間隔を置いて2回目を接種 2回目接種後6日以上の間隔を置いて接種 3回目接種後概ね5年後に4回目を接種 ※標準的には6日から28日までの間隔で接種 ※標準的にはおおむね一年後に接種
		3歳以上: 各0.5ml	【2期】9歳以上13歳未満 ※個別通知あり 標準的な接種開始年齢 小学4年生	【1期追加】 2回目 → 3回目 → 4回目 2回目接種後6日以上の間隔を置いて接種 3回目接種後概ね5年後に4回目を接種 ※標準的にはおおむね一年後に接種
			【特例接種】 ①H7.4.2～H19.4.1生れの方で、4回の接種が終了していない方 ②H19.4.2～H21.10.1生れの方で、H22.3.31までに第1期の接種が終了していない方	日本脳炎特例対象者について、①の方は、20歳未満まで、②の方は、生後6月～90月又は9歳以上13歳未満の時期に、第1期(3回)と第2期(1回)の計4回のうち不足している分の接種が受けられます。なお、第2期分(4回目)の接種は、9歳以上になってから接種が受けられます。接種が必要な方は、保健福祉センターで予診票を発行します。母子健康手帳をご持参ください。
二種混合 (ジフテリア・破傷風)		1回 0.1ml	11歳以上13歳未満 ※個別通知あり 標準的な接種開始年齢 小学6年生	乳幼児期に接種した三種混合ワクチンの追加接種です。合計4回(初回3回と追加1回)の接種が完了していない方は、保健福祉センターへご相談ください。
子宮頸がん予防		3回 各0.5ml	小6～高校1年相当の女子 標準的な接種年齢 中学1年女子	平成25年6月より、子宮頸がん予防ワクチンの接種は積極的にはお勧めしていませんが、有効性とリスクを理解した上で受けることができます。接種を希望する方は、保健福祉センターへお問い合わせください。
高齢者インフルエンザ 町の助成額：2,000円 (差額は自己負担あり)	不活化ワクチン (B類疾病)	1回 0.5ml	①接種当日に65歳以上になる方(昭和28年12月31日以前に生まれた方)→昭和28年12月31日以前に生まれた方へは、9月下旬に予診票を送付します。 ②接種当日60歳～65歳未満で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可な程度の障害がある方(保健福祉センターにて接種券を発行いたします) ※接種期間：H30年10月1日～H31年1月31日 接種当日に65歳以上の方が対象です	
高齢者肺炎球菌 町の助成額：3,500円 (差額は自己負担あり)		1回 0.5ml	今までに肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)の接種を受けたことがない方で、①②のいずれかに該当する方 (過去に、肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、定期接種の対象ではありません。) ① 平成30年度に対象となる生年月日→ ①の生年月日に該当する方で、過去に町の助成を受けていない方へ、4月に予診票を送付します。 65歳となる方 昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生 85歳となる方 昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生 70歳となる方 昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生 90歳となる方 昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生 75歳となる方 昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生 95歳となる方 大正12年4月2日生～大正13年4月1日生 80歳となる方 昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生 100歳となる方 大正7年4月2日生～大正8年4月1日生 ② 接種当日60歳～65歳未満で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可な程度の障害がある方(保健福祉センターにて接種券を発行いたします)	



※【年齢の数え方】 年齢計算に関する法律によると、誕生日の前日に年齢が繰り上がることとなります。対象年齢が「1歳から2歳未満」の場合は、「1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日」が、接種できる期間となります。

※ 予防接種は、原則、契約医療機関での接種となります。ご不明な場合は保健福祉センターへお問い合わせください。事前の連絡なく契約医療機関以外で接種した場合は、任意接種・自費となりますのでご注意ください。